

文書館だより

第15号

平成2年7月

発行/群馬県文書館
〒717 前橋市文京町三丁目番六号
☎(0272) 213306
印刷/朝日印刷工業株式会社
☎(0272) 511333
題字 岡庭征人書

＝紙面案内＝
○地域文書館の設立気運を高めるために
○行政資料の閲覧について
○新たに収蔵された文書
○古文書解説コーナー

館長就任にあたって

文書館長 磯貝 福七

よく新しく事業や組織を興したとき、その長の三代目までの在り方で、興廃が定まるといわれますが、幸運にも、私は四月、五代目の館長に就任いたしました。前四代のそれぞれの館長の識見、才腕とこれを支えた創業時の職員の努力によって、館の活動も着実に軌道に乗り、存在も県民の皆様の中に広く定着しつつあります。

この間にあつて、「国及び地方公共団体が歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」とした公文書館法が議員立法によって成立し、昭和六十三年六月一日に施行され、文書館も法に沿つて、より充実を目ざして新たな対応を始めておりますので、五代目だからと言って安閑としてはられません。

収蔵している文書は、総て永久保存で、県行政文書が七万八千冊、古文書は二十万点に達し増加の一途を辿っていますが、この保存庫が次第に余裕を失いつつありますし、また、利用に供するための整理、補修も遅れがちです。館事業の古文書講座等も定員の二倍程の応募があり、研修室も手狭さをかんじています。いずれにせよ、当館には嬉しい悲鳴ですが、県民サーヴィスに欠ける点はないか不安です。努力しますので、ご支援をお願いします。



「蒸気船渡来の図」(部分) 縦105.5cm・横66.0cm彩色

鬼石町浄法寺の黒崎太郎家所蔵(文書番号29)、年次不詳。江戸湾沿岸防備の諸大名の配置からペリーの再来航に備えた嘉永六年十一月以降の絵図と考えられますが、蒸気船の下部に「四艘三面」とあり、同年六月の初来航時の情報も伝えているようです。また描かれた蒸気船の旗が米国旗ではないことからペリー艦隊の船ではなく、幕末に流布した海外事情を記した版本や瓦版等からの模写と思われる。(主事鈴木一哉)

地域文書館の設立気運を高めるために

埼玉県八潮市立資料館長 遠藤 忠

一、課題

文書は、日々作成され、日々処分されている。情報量の過多の時代に、質の良い情報を将来の地域住民に少しでも多く保存して伝えることは、現代に生きる地域住民の責務である。そのためにも一日も早く、各自治体に文書保存施設が設置されるべきだが、文書保存につながらず、昭和六十二年に公文書館法が法制化され、各自治体に文書保存施設が加速度的に開設されるであろうと期待した。しかし、法が法制化され三年目を迎えているが、全国における文書館の開設動向は渺々しくない。群馬県では、昭和五十七年に群馬県文書館が開館し、すばらしい成果をあげつつある。だが、その成果が県内の市町村の文書館の開設の気運を高めるまでに至っていない。

市町村の文書館の設立計画が進まない要因は、何故であろうか。それは、他の公共施設に対し、文書館は利用が少ないこと、施設を建設し保存しなければならぬ文書量が少ないこと、文書館の管理体制が複雑のために、具体的な建設計画が提示できないことなどの理由によるもの

二、群馬県内の状況

文書館というと古文書を主とした歴史資料館、公文書館という行政文書の保存と利用を図る施設を連想する。文書館は、古文書等の資料を収集・保存し活用を図る施設であるが、類似館の博物館や資料館、図書館等でも史料の収集と保存を図っている。

群馬県内の市町村では、いまだ文書館の開設をみていないが、必要性の気運が高まっているのであろうか。群馬県内には、七〇の自治体がある。そのうち何等かの博物館や歴史民俗資料館等を設置しているのは、二四自治体(三四%)、図書館は三〇自治体(二八%)で、文化施設の設立は必ずしも高くはない。図書館法は昭和二十五年に、博物館法は昭和二十六年に法制化され、既に四〇余年の歳月を経ていた。また、群馬県内の博物館や資料館の施設は、基準博物館(床面積二〇〇〇㎡以上)に満たない小さい施設が多く、博物館・資料館で文書専用の保存庫を有するのは二館のみである。とはいっ

ても既存の施設で、古文書を収集し保存するのは一五館、公文書は四館で収集と保存を図り、地域文書館の機能の一端を担っている。

施設が小さく、また図書館や博物館等の開設をみていない市町村が、それらの施設に先行させて開館するとは考えられない。公文書館法が法制化されても文書館の設置計画が進まない理由はその点にある。

群馬県内の自治体規模別資料館の規模表

規模別	自治体			施設規模				計
	市	町	村	30㎡以上	20㎡以上	10㎡以上	5㎡以上	
10万人以上	2					3		3
5~10万人	4				1	1		2
3~5万人	5	1				5	1	7
1~3万人		21	9		1	6		6
5千~1万人		6	11			2		2
5千人以下		1	10					1
合計	11	29	30		2	17	1	20

注・外に広域行政の資料館1館。
・1自治体に複数の館を有する場合は集計して記入。

群馬県内の資料館文書保存表

所蔵量	古文書		行政文書			文書庫		
	無	少量	無	少量	少量	有	無	
館数	9	4	11	20	1	3	2	22

戦後の市町村の公共施設は、公民館・体育館・図書館・博物館・文化会館の順で建設されてきた。観光地では、図書館を先行して資料館を開設し、観光資源として活かした自治体もある。そのためか、観光資源としての資料館の場合、館の機能を充分発揮できない施設がみうけられる。

同様な状況の埼玉県下の八潮市が、埼玉県最初の地域文書館機能を有した八潮市立資料館を開館した。八潮市は、人口が七・一万人の自治体である。そのような小規模自治体の文書館の機能と運営を垣間みたい。

三、地域文書館の機能

地域文書館とは、市町村立の文書館や公文書館を呼びかえたものではない。公文書館法では「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」(第四条)で、公文書等を主に保存と閲覧、調査、研究等を行う施設である。それに対して市町村の文書館は、公文書ばかりでなく、地域の諸家文書、神社、寺院、農協、企業等の諸団体文書、それに地域文献等を収集、保存、閲覧、調査研究を図る施設である。自治体規模の小さな文書館は、公文書館法の機能ばかりでなく、文化財保護法の資料の収集と保存、博物館法の文化事業もしなくてはならず、その業務は多様である。

そこで地域文書館とは、地域の歴史的發展と現況を観察し、地域研究ができ、地域資料の収集、整理、保存と利用を図る歴史資料センターの性格を有する機能を持った施設である。そのため地域文書館は、文化財保護法、博物館法及び公文

書館法等を根拠法令とし、次の業務を行う施設であるといえる。

一 地域文書館活動に係る歴史資料、民俗資料、公文書等（以下「資料」という。）の収集、整理及び保存に関すること。

二 資料の調査及び研究に関すること。

三 資料の展示及び利用に関すること。

四 資料についての専門的な知識の啓発及び普及に関すること。

五 市町村史編さん事業及び編さん物の刊行及び頒布に関すること。

六 地域文書館の企画展示室、視聴覚講座室、会議室、学習室及び閲覧室の利用に関すること。

七 その他地域文書館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

八潮市は、埼玉県東部の東端に位置し、都心から一五キロ圏内の面積が約一八平方キロ、人口が七・一万人の自治体である。小規模自治体である八潮市が県下の市町村で、最初に地域文書館機能を有した施設を平成元年一月二三日に開館させた。

資料館の基本構想の設置目的によると、「八潮地方の地域資料を収集、整理、保存及び調査研究し、八潮市の文化向上と文化遺産の保存を図るために、八潮市立資料館を設置し、資料館所蔵の諸資料を市民

都道府県別歴史資料保存研修機関表

公共団体名	組	織	名	創立	加盟 自治体数	負担 金(円)	研修会数
大阪府	大阪府市町村史編集事務連絡協議会			昭46	24/45	二、〇〇〇、〇〇〇	年三回
埼玉県	埼玉県市町村史編さん連絡協議会			昭49	70/92	七、〇〇〇、一八〇、〇〇〇	年四回
岐阜県	岐阜県歴史資料保存協会			昭52	99/99	五、〇〇〇、一〇〇、〇〇〇	年二回
沖縄県	沖縄県地域史協議会			昭53	27/53	個人・機関 一、〇〇〇	年二回
新潟県	新潟県市町村史編さん連絡協議会			昭56	30/112	会則・負担金なし	年一回
茨城県	茨城県市町村史編さん連絡協議会			昭57	40/92	四、五〇〇、五、〇〇〇	年三回
富山県	歴史的文書保存利用懇談会			昭63	20/35	会則・負担金なし 近年会則を制定予定	年一回

一般の活用にも供して、八潮の歴史と文化の発展に対する理解を深め、市民の愛郷心の育成に資することを目的とする。」と「うたわれている。そして館の機能としては、地域の歴史的發展と八潮市の現況を観察し、地域研究ができることも地域資料の収集、整理、保存と活用を図るため、地域文書館及び歴史資料センターの性格を有する次の機能をもたせた資料館である。

1 八潮市民が諸資料の観察と活用を図り、地域の歴史、文化が形成されてきた過程が理解でき、文化を創造していく資料館

2 地域の考古、歴史、民俗等の資料、行政文書、地域文献を収集、整理、保管し、市民の文化遺産の保存が図れる資料館

3 地域文化の向上を図るため、講演、講座、見学会等の事業、編纂物の刊行、調査、研究を行う資料館。

四、研修機関

地域文書館の設立気運を高めるために、市町村職員が相互研修が図れる団体が必要である。

市町村で歴史資料の保存業務を担当する掛に市町村史編さん室、文化財係、資料館、博物館、図書館、庶務課文書係などがあり、それらの職員が参加し、歴史資料保存に関わる研修の機会が必要である。都道府県で文書館を開館している館では、館主催の史料取扱い講習会等で文書保存の必要性の啓発を図っている。だが史料保存担当者等による研修機関の組織化は、あまり展開されていない。

全国では、都道府県別の市町村の職員等で構成し、史料保存と利用に関わる研修団体が七団体がある。それらの府県の市町村では地域文書館の設立気運が高まっている。それは、歴史資料の利用と保存に関する相互の連絡、情報交換などをとおして切磋琢磨を図っているからである。

五、まとめ

文書は、日々作成され、日々処分されている。廃棄されようとしている文書の中から、地域の歴史資料を収集・保存する何等かの施設の開設は急務である。とはいえず、各市町村の文化施設の建設があまり進んでいない状況下において、地域文書館を先行させての開設は困難であろう。そこで、地域文書館の末設置の自治体にあつては、地域文書館が開設するまでの過渡期として、既存の博物館や資料館、図書館、市町村史編さん室等に、文書保存の機能をもたせ、一日も早く歴史資料の保存業務にあたるべきである。

その場合、安易に既存の施設に地域文書館の機能をもたせるべきではない。地域の歴史資料の収集・保存・利用に関わる条例・規則の制定、収集した歴史資料の保存庫の確保文書担当職員の配置などが必要である。この一点が欠けても地域文書館の機能をもたせることができないと確信する。

さらに地域文書館の設立気運を高めるため、歴史資料の保存の業務に携わる市町村職員の研修機関の組織が必要である。付記 八潮市立資料館（〇四七九一九七一六六六）では、地域文書館の開設を願ひ、視察等の便宜を図っている。

行政資料の閲覧開始について

文書館主任 小 暮 隆 志

文書館では、行政資料も行政文書の一部であると位置づけ、行政文書と同様に収集、整理、保存し、比較的古いものから県民その他の皆様に利用していただくため作業を進めています。その結果、合本製本及び目録の整備等の完了した一、三三六冊(原資料数三、七三三冊)が、閲覧していただけるようになりました。

ところで、本館では行政資料の範囲を、

表1 分類と閲覧冊数

番号	区 分	冊数 (原冊数)
1	群馬県	497(1,492)
2	馬内市	21(115)
3	町内会	19(136)
4	国機関等	473(639)
5	都道府県	1(2)
6	県外会社・団体	325(1,354)
合 計		1,336(3,738)

県の各機関が業務の推進や報告のために編集、発行及び監修した印刷物を中心に

分類は原則として組織別、建制順とし、同分類中では同一資料名単位の編年順となつていきます。具体的には表1のようになつていきます。その中を表2のように大分類し、その中を表2のように部に局、公社事業団等に分類、さらにそれを表3のように室課、所属ごとに細分類していただきます。ただし、「3」「6」の県内外会社・団体は、産業統計の区分に基づいた業種

表2 「1群馬県」の分類と閲覧冊数

番号	区 分	冊数 (原冊数)
101	総務部	111(609)
102	企画部	94(326)
103	県民生活部	8(23)
104	衛生環境部	20(50)
105	衛生環境部	25(90)
106	林務部	5(16)
107	商工労働部	12(39)
108	土木納局	21(38)
109	出納局	9(9)
110	企業局	1(1)
111	県議会	68(75)
112	人事委員会	2(2)
113	選挙管理委員会	52(52)
114	監査委員会	
115	地方労働委員会	2(2)
116	収用水理委員会	1(1)
117	内管教育委員会	
118	公安警察本部	59(140)
119	公安警察本部	5(12)
120	公共職業安定所	
121	土地開発公社	
122	航空振興公社	
123	社会福祉事業団	
124	社振救済会	
125	救済会	
126	農業委員会	
127	農業委員会	
128	馬林業公社	
129	中振観光公社	
130	小興発福公社	
131	観光公社	
132	勤勞公社	
133	住宅建設公社	
134	水道建設公社	
135	埋調蔵文事業	
136	埋調蔵文事業	
137	県民文化事業	
138	教育文化事業	
139	教育文化事業	
140	教育文化事業	2(7)

表4 目録の一例

請求番号	資料名	巻号	刊行年	備考
101 005 000001	明るい行政	1-10	1965-1969	
101 005 000002	明るい行政	11-19	1970-1973	
101 008 000001	庁内ぐんま広報	1-96	1973-1979	
101 008 000003	庁内ぐんま広報	97-142	1979-1981	

紙で紹介いたします。皆様のご利用をお待ちしております。

別に分類してあります。今回閲覧できるような行政資料の主なものは、群馬県では

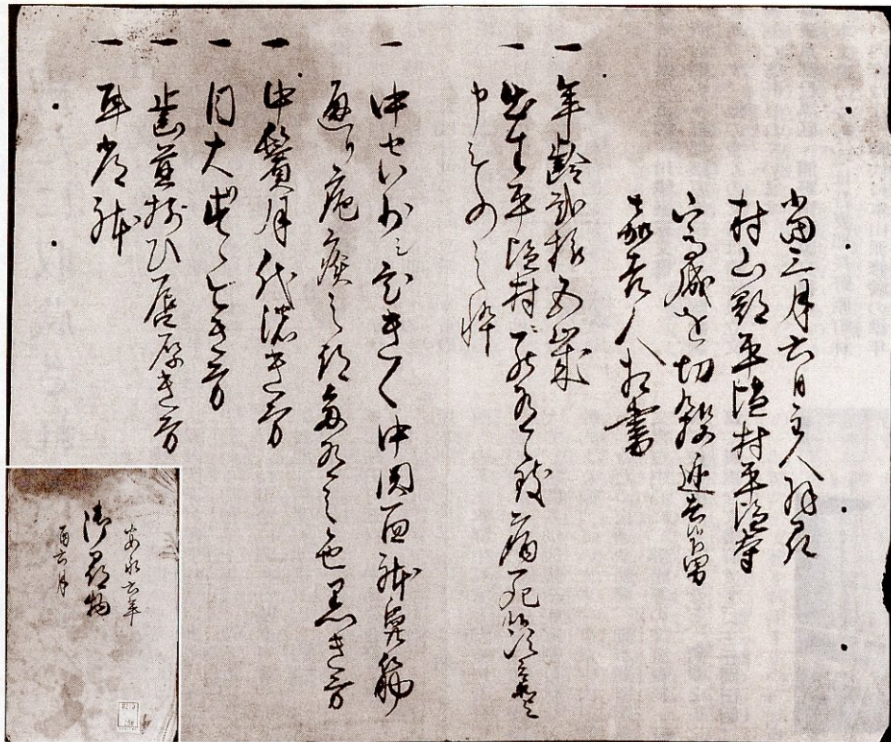
表3 「101総務部」の分類と閲覧冊数

番号	区 分	冊数 (原冊数)
.000	(総務部名)	44(80)
.001	部長室	
.002	秘書課	23(30)
.003	人事課	5(5)
.004	財政課	13(148)
.005	行政管理課	1(1)
.006	管財課	1(5)
.007	学事文書課	5(298)
.008	広報課	2(6)
.009	税務課	4(8)
.010	地方課	11(21)
.011	消防防災課	
.051	(総務部関係出先機関)	
.052	女子大学	2(7)
.053	職員研修所	
.054	東京事務所	
.055	群馬会館	
.056	前橋財務事務所	
.057	館林財務事務所	
.065	自動車税事務所	
.066	消防学校	
.067		

「行政報告」(昭44~58)、昭和三十八年以後の県総合計画や各種統計書、「福祉と県民生活」(昭46~58)、「衛生年報」(昭34~60)、「農産物の見通し」(昭41~50)、「土地改良事業のあらまし」(昭50~61)、「木材需給の現況」(昭53~61)、「群馬県における商工業と労働」(昭52~60)、「群馬県土木概要」(昭44~60)、「群馬県議会議録」(昭46~59)、「昭和四十二年以後の各種選挙の写真集」

中学校「社会科」の教科書等です。閲覧は、目録(表4)によって必要な資料をさがし、その請求番号(12桁)と資料名(巻号を含む)を所定の閲覧簿に記入して係に申し出てくださいます。今後新たに閲覧していただくようになつた行政資料は随時本紙で紹介いたします。

古文書解読コーナー



表紙

文書番号8213-258

今回は、解説史料として「人相書」を選んでみました。何かの事件の後、容疑者が逃亡中であるような場合、広く民衆に注意を呼びかける役割を担ったのが「人相書」です。江戸時代には、現在のようにモニタージュ写真もつくれないければ、テレビや新聞のような、マス・メディアを利用することもできません。そこで、容疑者を捕えるためには、廻状などの形で、容疑者に関する情報をできるだけ早く、また正確、簡潔に伝えることが必要だったのです。中には、ごく少数ですが、似顔絵入りの「人相書」もあります。

写真の史料は、甘楽郡下仁田町本宿の神戶家文書の安永六（一七七七）年六月「御尋物」の中の一部（縦帳の一丁分）ですが、この文書は、役所からの廻状数点の写しに続いて村々百姓一同が連印する請書のような形式になっています。神戶家については、以前、「文書館だより」第13号の収蔵資料の紹介の項でも触れたことがありますので、詳しいことは省略しますが、中山道脇往還の下仁田道筋にある本宿村で代々名主を勤めた家で、同村が西牧関所の管理を命じられていたため、その関係の史料が多く残されていることでも知られています。

人の出入りの激しい往還筋や関所の周辺に、幕府が特に目を光らせていたことは言うまでもありません。史料の嘉吉は、

寺の主人を切り殺した罪でお尋ね者となっておりますが、羽州といえば、現在の山形県に当たります。そのような最果の地からも、あらゆる逃走ルートを見越して、情報が追いかけてきているのです。

さて、この人相書によれば、嘉吉という人物は、「年齢二十五歳、平塩村次兵衛の息子。体格は、やや低めの中肉中背。顔だちは、鼻筋が通っているものの疱瘡の跡が多くあり、色黒の方。頭髮は、左右も、中央の剃り落とし部分も濃い方。また、目は大きくて鋭く、歯並びがよくて、唇は厚め。耳は普通。」ということがわかると思われます。実際には、この後に、本人の身なりについても一項あるのですが、今回は、紙面の都合上省略しました。

（文書館嘱託 千川明子）

〈釈文〉

- 当三月六日主人羽州
村山郡平塩村平塩寺
萬成を切殺逃去候下男
嘉吉人相書
- 一、年齢式拾五歳。
 - 一、出生平塩村ニ罷有候。致病死候次兵衛（ト改行）申もの之様。
 - 一、中せい少シひきく中肉。面跡鼻筋通り疱瘡之跡多有之。色黒き方。
 - 一、中髪、月代濃き方。
 - 一、目大くす、どき方。
 - 一、歯並揃ひ、唇厚き方。
 - 一、耳常貼。

利用者の



長期古文書解説講座を受講して

小池幸雄

古文書解説のスタートは殆どの人が目明き盲です。瞳孔の開く思いで入門講座を受講、その後長期講座を終了、現在で丁度一年が経ちました。毎朝五時から一時間の解説練習の中で弱った記憶と解説力を奮い立たせ、『五読三唱』を続ける間に難字がバツと読めた瞬間の感激は実に楽しいものです。人生八〇年時代を乗り越える為の生涯学習の資として私の心のなかに大きく育ち始めております。

此の長期講座において体感した古文書の膨大な量の存在、それ等の大部分は未だ地域のなかに隠れ、解説の機を得ぬまま後継されつつあり、それ等は個人の力では到底解説できぬ量だと思いました。動乱の大正・昭和に生を享けた私共が此等の幾許かでも解説し後人に託す事は日本の歴史の事実を遺存する上で最も重要且つ緊急な責務であるように思います。近年とみに各地域に派生しつつある古文書同好会に活動される方々はその意嚮の頭れと思われまふ。私共長期講座の終了者は今後とも知識の充実を計り、地域歴史保存に貢献すべく努力と研讀を続けたいと思います。

終筆に際し文書館の皆様のご努力とご指導に心より感謝申し上げます。



◎群馬県立文書館収蔵文書目録8(吾妻郡吾妻町伊能家文書③)の発刊

本目録は、既に刊行した伊能家文書(1)(2)に続くもので、同家の私的関係文書のうち、主に農業経営及び商業・金融活動に関するものと学芸・記録・典籍の類を取録しています。これで約八三〇〇点の古文書が整理、分類されたことになりませんが、他に未整理の書類が多数あり、今後早急に整理、公開する予定です。

◎新たに閲覧できる文書

旧吾妻郡永井村の名主であり、本陣兼問屋の笛木四郎右衛門家文書、硫黄、湯花、砥山稼文書を含む旧同郡本宿村佐田知治家文書、旧群馬郡金古村岡部市弥家、旧甘楽郡乙父村黒沢丈夫家、前橋市の龍八茂雄家、萩原正一家文書、他に前橋藩士関係文書として和田正雄家、鹿沼誠家文書の計八家の文書が新規閲覧となります。御利用下さい。

◎郷土史研究講座のご案内

★統一テーマ 群馬県史を読む

★期日・内容・講師

第一回 7月28日(土) 『上州白旗一揆

の盛衰―南北朝・室町期の戦乱と上野武士団』(久保田順一

高崎女子高校教諭)

第二回 8月4日(土) 『出土文字資料

からみた上野三碑』(松田猛

県史編さん室主任)

第三回 8月18日(土) 『桐生新町の発

展と足利出市論争』(川村晃正

専修大学助教授)

第四回 8月25日(土) 『魔娼関係史料

を読む』(石原征明 共愛学園

女子短期大学教授)

時間は各回とも午後二時～四時です。

★応募方法 往復ハガキに受講希望日、

住所、氏名、電話番号を明記し、文書館

宛お申し込み下さい。募集人員七〇名受

講料無料(資料代各回一〇〇円)

★応募期間 七月一日(日)～七月二十日(金)

◎企画展「文書にみる衆議院議員選挙の

あゆみ」(仮題)のご案内

10月23日～11月25日 本年は、明治三三

(一八九〇)年に第一回衆議院議員選挙

が実施されてから、ちょうど百年目にあ

たります。そこで、第一回から昭和戦前

期にかけての本県における総選挙の実施

状況や選挙制度の変遷について、本館収

蔵の行政文書を中心に紹介いたします。

各コーナーは次のとおりです。

(1)選挙法の制定と第一回総選挙

(2)制限選挙から普通選挙へ

(3)候補者と当選者

(4)施設と費用

なお、十月二十七日(土)には記念講演会を予定しております。(午後二時～四時)。



あゆみ

2・2・28 群馬県立文書館収蔵文書目録(8)発刊

2・3・2 文書館運営協議会開催

2・3・31 紀要「双文」第7号発刊

2・4・1 文書館運営協議会委員19名 委嘱・文書館文書調査員23名委嘱

2・4・2 明治期地籍図表具開始

2・4・17 明治期地籍図のマイクロ撮影(19)

2・5・15 常設展展示替「永井宿関係文書

2・5・19 群馬県語藩関係資料マイク

2・5・20 口撮影開始(京都大学文学

2・5・20 部博物館、彦根城博物館)

2・5・24 古文書解説入門講座(27日、

6月3日、10日、17日、24

日修了式)

2・6・6 行政文書管理委任、引継、

2・6・23 収集作業開始

2・6・28 全史料協関東支部会月例研究

会当館で開催

行政文書一括くん蒸(30)